

## 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、妙高市環境基本条例（平成11年新井市条例第8号）第3条に定める基本理念に基づき、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロ（以下「ゼロカーボン」という。）に向けて、市、市民、事業者及び滞在者（通勤、通学、旅行、事業活動その他の所用のため妙高市に滞在する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、ゼロカーボンの推進に関する計画及び施策の実施について必要な事項を定め、持続可能な脱炭素型地域の実現を図ることを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言（令和2年6月5日宣言）を踏まえ、総合的かつ計画的にゼロカーボンを推進しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者及び滞在者によるゼロカーボンの実現のための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、その事務及び事業に関し、ゼロカーボンの実現のための措置を講ずるものとする。
- 4 市は、ゼロカーボンを目指すにあたり、環境、社会及び経済の三側面に配慮し取り組むものとする。
- 5 市は、市民に対し、エンカル消費（持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。）の主体的な実践につながる情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

### (市民の責務)

第3条 市民は、地球温暖化対策の推進における温室効果ガスの削減という地球規模の課題を地域の課題として捉え、市民生活におけるゼロカーボンの実現が必要不可欠であることを認識し、主体的に取り組むことにより、持続可能な脱炭素型地域の実現を図るものとする。

- 2 市民は、エネルギー消費量の少ない製品の使用、プラスチックの資源循環の推進等、市が講ずるゼロカーボンの実現のための措置に積極的に関与するよう努めるものとする。
- 3 市民は、事業者によるゼロカーボンの取組に理解を深め、積極的に自らの生活に取り入れるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、地球温暖化対策の推進における温室効果ガスの削減の役割及び重要性を認識し、これを積極的に推進することにより、持続可能な脱炭素型地域の実現を図るものとする。

- 2 事業者は、市が講ずるゼロカーボンの実現のための措置に協力するものとする。
- 3 事業者は、ゼロカーボンに資する設備、仕組等を積極的に取り入れるものとする。
- 4 事業者は、事業活動において、ゼロカーボンに資する取組の普及啓発を図るとともに、周知に努めるものとする。

### (滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在中の活動に関し、市、市民及び事業者のゼロカーボンへの取組を理解し、持続可能な脱炭素型地域の実現に協力するものとする。

(重点施策)

第6条 市は、ゼロカーボンの実現に向けて生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言に掲げた次の施策を重点的に取り組むものとする。

- (1) 世界から愛される妙高を目指し、全ての生命の源となる水資源の保全を図ること。
- (2) 二酸化炭素削減に向けた地球温暖化対策に取り組み、持続可能なまちづくりを進めること。
- (3) 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの自給率向上に努めること。
- (4) プラスチックスマート(プラスチックの削減を図る取組をいう。)を推進し、環境負荷を軽減する生活スタイルの変革に取り組むこと。
- (5) ライチョウや高山植物をはじめとする貴重な自然資源を守り、次代に継承すること。

(推進計画)

第7条 市長は、総合的かつ計画的にゼロカーボンを推進するための計画(以下「ゼロカーボン推進計画」という。)を定めなければならない。

2 ゼロカーボン推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間及び目標
- (2) ゼロカーボン推進に関する方針
- (3) ゼロカーボン推進に関する施策
- (4) その他ゼロカーボン推進に必要な事項

3 市長は、ゼロカーボン推進計画を定めるときは、妙高市環境審議会に意見を聴かなければならない。

4 市長は、ゼロカーボン推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、ゼロカーボンに関する施策を効果的に推進するため、定期的に計画又は施策を見直すものとする。

(環境教育の推進)

第8条 市は、市民のゼロカーボンに関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、学校、地域等において、実践的な環境教育を推進するものとする。

(市民等への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が行うゼロカーボンの実現に資する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、ゼロカーボン推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。